

経 営 強 化 計 画

年 月 日提出

（提出者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

- 第 1 経営強化計画の実施期間
- 第 2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
- 第 3 金融組織再編成の内容及び実施時期
- 第 4 経営の改善の目標を達成するための方策
- 第 5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等（第 32 条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。）が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）
- 第 6 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）
- 第 7 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）
- 第 8 経営の強化に伴う労務に関する事項
- 第 9 剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）
- 第 10 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。）

（記載上の注意）

1. 一般的事項

- (1) 経営強化計画を提出する金融機関等の区分等に応じ法（これに基づく命令を含む。）の定めにより記載事項とされていない事項（経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをしない場合における第 5 に掲げる事項等）については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。

- (2) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (3) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。
- (2) 経営強化計画を連名で提出する金融機関等又は労働金庫があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該金融機関等又は労働金庫の本店若しくは主たる事務所の所在地、商号若しくは名称並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 経営強化計画の実施期間

- (1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
- (2) 経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日（組織再編成金融機関等が銀行等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
- (3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標（①に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載すること。

- ① コア業務純益（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいう。）又はコア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標
- ② 業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標

5. 金融組織再編成の内容及び実施時期

経営強化計画を提出する金融機関等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等又は労働金庫の商号又は名称をあわせて記載すること。

6. 経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. ①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。

7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

- (1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のため

の方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

- (2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
- ① 社外取締役又は員外監事（第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。
 - ② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。
 - ③ 監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）又は指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。
- (3) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。
- ① 与信リスク管理に関する事項
 - ② 市場リスク管理に関する事項
- (4) 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
 - ② 内部監査体制を強化すること。
- (5) 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
- ① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
 - ② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。
 - ③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。
- (6) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
- ① 四半期毎の情報開示を充実すること。
 - ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
 - ③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。
- (7) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても(2)から(6)までの「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを実施時期とともに記載するとともに、「組織再編成銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。
- ① 経営強化計画を実施する子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切

な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨

② 経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項

(8) 経営強化計画を提出する金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。

① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容

② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員等の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等の経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役員等の退任その他の当該銀行持株会社等の経営責任の明確化のために講ずる措置を含む。）

8. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。

(3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

(4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、

(1)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

- (5) 経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをしない場合における「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県すべてを「業務を行っている地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。
- (6) 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」については、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率及び報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表 1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率の水準を当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方針に係る取組み等について具体的に記載すること。

9. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

- (1) 経営強化計画を提出する金融機関等（組織再編成銀行持株会社等を除く。）が法第 15 条第 1 項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、組織再編成銀行持株会社等が法第 15 条第 2 項の申込みをするときは当該組織再編成銀行持株会社等が協定銀行による株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。

- (2) 「株式等の引受け等」又は「株式の引受け」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること。

① 株式

- イ 種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額
- ロ 会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる内容
- ハ 議決権の数及び総株主の議決権に占める割合（議決権のある株式である場合に限る。）
- ニ 株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容 等

② 劣後特約付社債（法第 2 条第 2 項に規定する劣後特約付社債をいう。）

- 社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等

③ 優先出資

- イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額
- ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 5 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる内容 等

④ 劣後特約付金銭消費貸借（法第 2 条第 3 項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

- 借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等

10. 経営の強化に伴う労務に関する事項

以下に掲げる事項を記載すること。

- (1) 経営強化計画の始期における従業員（職員）数
- (2) 経営強化計画の終期における従業員（職員）数

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 経常費用 | | | | | | | | | | | |
| | 資金調達費用 | | | | | | | | | | | |
| | 役員取引等費用 | | | | | | | | | | | |
| | 特定取引費用 | | | | | | | | | | | |
| | その他業務費用 | | | | | | | | | | | |
| | 営業経費 | | | | | | | | | | | |
| | その他経常費用 | | | | | | | | | | | |
| | うち貸出金償却 | | | | | | | | | | | |
| | うち貸倒引当金繰入額 | | | | | | | | | | | |
| | うち一般貸倒引当 金繰入額 | | | | | | | | | | | |
| | うち個別貸倒引当 金繰入額 | | | | | | | | | | | |
| | 特別利益 | | | | | | | | | | | |
| | 特別損失 | | | | | | | | | | | |
| | 法人税、住民税及び事業税 | | | | | | | | | | | |
| 法人税等調整額 | | | | | | | | | | | | |
| 非支配株主に帰属する当期（中間） 純利益 | | | | | | | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期（中間） 純利益 | | | | | | | | | | | | |
| 経営指標（％） | 当期利益ROE （＝親会社株主に帰属する当期（中 間）純利益／純資産） | | | | | | | | | | | |
| | 当期利益ROA （＝親会社株主に帰属する当期（中 間）純利益／総資産） | | | | | | | | | | | |

（記載上の注意）

- 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
- 2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。
- 3 事業年度末（銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末）の計数を記載すること。
- 4 銀行持株会社等にあつては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の単体・合算ベースの指標を銀行等単体の場合と同一の表形式によりあわせて記載すること。
- 5 経営強化計画を提出する金融機関等と組織再編成金融機関等（経営強化計画を実施する金融機関等）とで金融機関等の種類が異なる場合にあつては、過去の実績又は実績見込みと経営強化計画の実施期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。
- 6 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。
- 7 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

(別表 2) (配当に関する事項)

| | 年 月 末 実績 | 年 月 末 実績 | 年 月 末 実績/実 績見込み | 年 月 末 計画 |
|-----------------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 配当可能利益 | | | | | | | | | |
| 配当金総額 (中間配当を含む) | | | | | | | | | |
| 普通株配当金 (公的資金分) | | | | | | | | | |
| 普通株配当金 (民間調達分) | | | | | | | | | |
| 優先株配当金 (公的資金分) | | | | | | | | | |
| 優先株配当金 (民間調達分) | | | | | | | | | |
| 1 株当たり配当金 (普通株) | | | | | | | | | |
| 1 株当たり配当金 (優先株) | | | | | | | | | |
| 配当率 (普通株、公的資金分) | | | | | | | | | |
| 配当率 (普通株、民間調達分) | | | | | | | | | |
| 配当率 (優先株、公的資金分) | | | | | | | | | |
| 配当率 (優先株、民間調達分) | | | | | | | | | |
| 配当性向 | | | | | | | | | |

(記載上の注意)

- 1 「公的資金分」とは、法第 17 条第 1 項の規定による決定 (法第 19 条第 1 項の規定による承認を含む。) を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。
- 2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。